

介護ロボット・センサーに関する仕様書

第1 総則

- 1 この仕様は、医療法人緑の風(以下「甲」といいます。)が発注する 介護ロボット・センサーに関する仕様について定めます。
- 2 履行場所は介護老人保健施設いこいの森(津市河芸町東千里 3-1)等とします。
- 3 受注者(以下「乙」といいます。)は、本仕様書に明記されていない事項については、甲と協議することとし、乙は公表されている仕様上当然なことは誠実に実施するものとします。
- 4 工事完了の際、乙は受注行為に対し責任を有する者が立会い、甲の確認を受けるものとします。

第2 対象事業所

医療法人緑の風 介護老人保健施設いこいの森

第3 対象とする介護ロボット・センサー及びシステム概要

介護老人保健施設いこいの森入居者の各居室に設置した行動分析センサーにより行動を自動的に検知し、各行動分析センサーからの情報を介護スタッフ等が常時帯同するスマートフォンに連携し、タイムリーな見守りを実現する。
また、介護現場の生産性向上を実現し、その生産性を数値化する。

第4 前提条件

(1) 納入場所

介護老人保健施設いこいの森

(2) 業務範囲

・業務範囲を以下の通りとする。

- ① 当施設へのロボット・センサー機器等の調達・設定、動作確認
- ② その他、本仕様書に示す業務等

(3) その他

- ① 納入期限までに利用施設への検査等が完了するように、受注者は速やかに「業務計画書」を作成し、利用施設の承認を受けるものとする。
- ② 利用施設内での作業等は、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。
- ③ 利用施設内に作業等で入場する前には、入場予定者全員対象に、施設より指示があった検温結果、健康観察の報告をすること。また、できる限り他の作業場との兼務は避けること。
- ④ 利用施設内での作業等は、入所者及び職員等の安全に十分配慮して実施すること。

第5 納入機器等の仕様及び数量

様々な利用者が無理なく操作できるため、また、介護現場の生産性向上の取り組みを速やかに稼働するため、次の条件を満たす製品を導入すること。

- ・センサー、行動検知・通知システム一式について、保守窓口の一本化が可能かつ、各機器が適切に連携できる製品を納入すること。
- ・新たなシステム開発を必要とせず、パッケージとしてシステムを制御するためのソフトウェアを用意・納品し、サーバ等含め一括してシステムの設定・構築作業まで行うことが可能であること。
- ・入札時点の最新機種であり、未使用のものを選択すること。

(1) 居室内センサー取付け機器

天井埋め込み（非接触）型センサーにて、被介護者の行動を自動的に検知し、介護者に通知するものである。

	項目	数量	備考/内訳
①	センサーボックス	50	各居室に 設置すること
<p><要求性能・機能></p> <p>(ア) 要求性能は、以下の機能を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センサーボックスは、天井に定められたサイズ（直径 150mm 以上）の穴をあけ、それを利用し設置するタイプとする。 ・起床/離床行動/転倒転落行動検知機能 (画像処理により、対象者の起床・離床・転倒/転落を自動で検知し通知) ・微体動異常の検知・通知機能 (ドップラセンサにより、呼吸による胸の微小な動作を検知して通知) <p>(イ) 介護スタッフ・看護職員・その他関係者が居室に入室の際には、検知機能を一時的に停止するための機能を各居室に設けること</p>			

(2) 携帯端末

介護職員、看護職員がシステムを利用するために所持する端末で、専用システムを利用するためのアプリケーションをインストールしており、行動通知の通知処理及び介護記録のデータの入力を行なうものである。

主に、施設で準備する携帯端末を利用することとするため、アプリケーションは、施設準備の携帯端末にインストールでき、利用可能とすること。

	項目	数量	備考/内訳
<p><要求性能・機能></p> <p>(ア) 専用システムを利用するためのアプリケーションをインストールし、以下の要求性能についての機能を有すること</p>			

<ul style="list-style-type: none"> ・通話機能 (コールスイッチを押下による通知/携帯端末とセンサーボックス間の通話) ・起床/離床行動/転倒転落行動通知機能 (行動検知センサーによる検知結果の通知時、対象者に対する声を掛け通話) ・行動検知センサーによる通知を受信した場合、携帯端末より当該居室の ライブ映像をストリーミング再生できる機能 ・グループ伝言板/スタッフ伝言板機能 ・ケア情報入力・編集機能
--

(3) 行動検知・通知システム一式

項目	数量	備考/内訳
<p><要求性能・機能></p> <p>(ア) 施設内の LAN 内に接続された、センサーボックス、iPhone、クライアント端末 (PC) と、クラウド上に設置されたサーバ機能により構成されること</p> <p>(イ) 専用システムを利用するためのソフトウェアをインストールし、以下の要求性能についての機能を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒転落の記録機能 (転倒転落時の映像記録、クライアント PC からの映像再生) ・入居者状況表示機能 (入居者対応状況の表示、臥床状態の表示) ・各種設定機能 (入居者情報、スタッフ情報、通知音・リマインド間隔設定) ・介護記録システム機能 (ケア情報入力/編集/記録、及び スタッフ間の情報共有、帳票出力機能) 		

(4) ケア記録ビューア一式 (クライアント PC)

サーバに搭載されたケア記録ビューア機能を利用するための専用端末で、スタッフステーションに据え付け、転倒画像動画確認等に利用するものである。主に、施設で準備するクライアント PC を利用することとするため、下記仕様の PC でケア記録ビューア機能が利用可能であること。

項目	数量	備考/内訳
① クライアント PC	-	
<p><仕様></p> <p>OS: Windows10, 10Pro 以降のバージョン</p> <p>メモリ : 8GB</p> <p>モニター ; フル HD(1920x1080 以上)の解像度</p> <p>LAN : 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応</p> <p>Office2019</p>		

第6 構築仕様

- (1) 構築・設定内容は、利用施設担当者と協議の上で構築・設定し、構築・設定した内容は、保守業者とも十分に情報の共有を図ること。
- (2) 居室名、入所者・職員の利用者名称のシステム登録も実施すること。
- (3) システム内の各機器の異常を検知し、検出したエラーの記録が可能であること。
- (4) リモートメンテナンス機能を有すること。

第7 搬入設置及び設定作業

- (1) 各機器の設置場所については、施設担当者と相談すること。
- (2) 納品より起算して12か月間に初期不良及び瑕疵があった場合、速やかに機器の交換を行うこと。
- (3) 施設内での作業は、施設等を傷つけることのないように万全を期すこと。
- (4) 施設等を破損させた場合は、施設担当者と協議の上、対応すること。

第8 保守仕様

- (1) 保守内容、期間及び費用
 - ① 納品物の保守に関して、一元的に管理責任を負い、システム機器及び関連ソフトウェアについて、一括して保守を行うこと。
 - ② コイン電池等の消耗品・LAN ケーブル・UPS を除く全ての納品機器について、施設と協議の上、オンサイト及びリモート保守を行うこと。
 - ③ ②の保守費用は 利用施設に別途請求とする。
- (2) 保守体制
 - ① 納入するすべての機器の障害時に、電話対応できる一本化された保守受付窓口を設けること。
 - ② 保守機器に異常が発生した場合に速やかに対応がとれるように、平日（月～金）9時～17時は電話及びメール等、平日（月～金）の17時以降及び土日祝または別に定める休業日がある場合にも電話等で受信が出来る体制を確保すること。
- (3) 保守対象・方法
 - ① 保守対象は、コイン電池などの消耗品・UPS を除く 全ての納品機器とする。
なお、キー破損及びバッテリーを要因とし稼動しない場合のほか、発注者の故意・過失に因らない通常使用によって生じた破損部位の交換作業も保守対象とすること。
 - ② 調達するソフトウェアの修正、機器交換時のソフトウェア再インストールも当該保守に含むものとする。
 - ③ 障害発生時には、障害の確認および、原因の特定、復旧動作確認、記録、報告を行うこと。
 - ④ 十分な検証を行った上でソフトウェア更新モジュールの適用やセキュリティパッチなどの更新を行うこと。
システムのダウンタイムは最小限に抑え、実施時間帯は施設担当者と協議の上、行うこと。

第9 機密保持事項等

(1) 機密保持事項

- ① 受注者は、発注者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。
- ② 第三者に対し、情報が漏洩しないように十分な配慮をすること。
- ③ 受注者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩、または他の目的に利用してはならない。
- ④ 本業務終了後においても守秘義務を負うものとする。
- ⑤ 本事業で新たに作成された成果物の著作権は、発注者に帰属するものとする。

(2) その他

- ① 本事業にかかる物品の調達、搬入、設定等、発注者に対する諸手続の費用を含むこと。
(但し、保守料、回線利用料などは除く)
- ② 発注者は、受注者が本事業の遂行に必要な情報を提供するものとする。
- ③ 業務の遂行上必要なデータ等の資料で、発注者が所有するものは原則貸与し、業務完了と同時に返却すること。また、発注者から貸与された資料は、受注者が責任を持って管理し、本業務以外の目的では使用せず、第三者に譲渡・貸与・提供等も行わないこと。
万が一、紛失、破損などの事故が生じた場合は、直ちに発注者に報告し、天災、その他の不可抗力と判断される場合を除き、全て受注者が責任を持って対応すること。
- ④ 本件の処理により、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者が損害賠償の責任を負うものとする。
- ⑤ この仕様書に記載のない事項または、疑義が生じた事項は協議の上、決定すること。
- ⑥ スケジュールについては、施設担当者と協議の上、決定すること。

以上